

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第九条まで及び附則第十三条の規定 改正法附則第一条第二号に定める日（平成十六年十二月一日）

二 第二条及び附則第十条の規定 平成十七年四月一日

(経過措置)

第二条 改正法附則第四条第二項の国土交通省令で定める事由は、同条第一項の規定により交付した一般船舶保障証明書に係る保障契約の変更とする。

第三条 一般船舶保障証明書の交付を受けようとする者は、別記様式一による一般船舶保障証明書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 一般船舶保障証明書の交付の申請は、当該一般船舶保障証明書に係る保障契約における保障期間の開始日の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあつては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第四条 一般船舶保障証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式二による一般船舶保障証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、一般船舶保障証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該一般船舶保障証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、一般船舶保障証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した一般船舶保障証明書が無効であることを官報に公示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

第五条 改正法附則第四条第四項の規定により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一 交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万四千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）申請する場合にあつては、一万四千百円）

二 再交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万二千八百円（電子情報処理組織により申請する場合にあつては、一万二千七百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請書にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ。

第六条 一般船舶保障証明書の様式は、別記様式三による。

第七条 一般船舶保障証明書の有効期間は、改正法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保障期間の開始日である場合にあつては、当該保障契約の開始日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が改正法の施行の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般船舶保障証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶保障証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該一般船舶保障証明書もその時において効力を失う。

第八条 一般船舶保障証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、別記様式四による一般船舶保障証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 附則第三条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

第九条 改正法附則第四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

第十条 第二条の規定の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の油濁損害賠償保障法施行規則（次条において「旧規則」という。）第三号様式による保障契約証明書は、第一条の規定による改正後の油濁損害

賠償保障法施行規則第三号様式によるものとみなす。

第十二条 この省令の施行の際現にある旧規則第一号様式による保障契約証明書交付申請書、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書及び第五号様式による特定油受取量報告書は、第一条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、な

おこれを使用することができる。

(地方運輸局組織規則の一部改正)

第十三条 地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関すること。

第六十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十四条第三号中「前条第三号から第五号まで」を「前条第三号及び第四号」に改める。

第六十五条第五号中「第六十三条第三号から第五号まで」を「第六十三条第三号及び第四号」に改める。

第七十四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関すること(外国船舶監督

官の所掌に属するものを除く。）。

第七十五条第三号中「前条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第五号中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

第八十四条第一項中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。

第八十五条第一項第九号を次のように改める。

九 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関すること。

第八十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十九条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関すること。

第百三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する事（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

第百十五条第一項中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。

第百二十二条第二十八号を次のように改める。

二十八 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する

検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関する事。

第百三十三条第五号を次のように改める。

五 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査

（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関する事（外国船舶監督官（福島運輸支

局及び外国船舶監督官が置かれる運輸支局以外の運輸支局（島根運輸支局及び宮崎運輸支局を除く。

）にあつては、船員労務官）の所掌に属するものを除く。）。

第三百三十五条中「第三百三十三条第二号から第七号まで」を「第三百三十三条第二号から第四号まで、第六号、第七号」に改める。

第三百三十六条中「第三百三十三条第二号から第七号まで」を「第三百三十三条第二号から第四号まで、第六号及び第七号」に改める。

第三百三十七条中「第三百三十三条第一号」の下に「、第五号」を加える。

第三百三十八条第二項中「第三百三十三条第一号」の下に「、第五号」を加える。

第三百三十九条中「第三百三十三条第一号」の下に「、第五号」を加える。

第三百四十六条第二項中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。

第三百四十七条中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油

濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。

第六百五十条第三項第六号を次のように改める。

六 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関すること。

第六百五十三条第一項第十号を次のように改める。

十一 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものを除く。）に関すること（外国船舶監督官（外国船舶監督官の置かれている海事事務所以外の海事事務所にあつては、船員労務官）の所掌に属するものを除く。）。

第六百六十条第二項中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。

第六十一条中「執行」の下に「並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行」を加える。